

令和3年10月7日

各小・中学校長 様
鹿屋女子高等学校長 様

鹿屋市教育委員会学校教育課長

10月11日以降の学校における対応について（依頼）

このことについて、本県の感染拡大警戒基準「ステージⅡ」への引き下げにより、本市において、これまでの学校の行動基準「レベル2」の対応から、10月11日以降については、「レベル1」の対応に変更いたします。

また、原則として学校における対応を下記のとおりとします。

なお、今後、県の感染拡大警戒基準の変更や本市の感染状況等により、本市学校の行動基準及び下記の対応を見直すこともあります。

引き続き、気を緩めることなく、より一層の感染症対策の徹底をよろしくお願いいたします。

記

1 出席の取扱い

これまで同様に「児童生徒に発熱等の風邪症状がある場合、自宅で休養する。」ことについて、徹底する。なお、「同居の家族に風邪症状が見られる場合は登校させない。」という対応を行う必要はない。

2 健康状態の把握

これまで同様に「登校時の検温結果の確認及び健康状態の把握をする。」ことについて、継続する。なお、「同居の家族の健康状態について把握する。」という対応を行う必要はない。

3 教職員の出勤等に係る対応

上記1、2については、教職員（市費職員も含む）も同様の対応とする。

4 部活動

可能な限り感染症対策を行った上で、通常の活動を実施する。ただし、他校との練習試合、大会への参加は認めるが、県外への遠征等は自粛とする。（※対応に変更なし）

5 修学旅行

これまでの方針どおり、10月1日（金）以降、県内実施とする。（※対応に変更なし）

6 その他

学校の対応等について、確認したい点がありましたら、市教委（担当：畑添・酒井）に連絡してください。

【問合せ先】

鹿屋市教育委員会

学校教育課（担当 畑添・酒井）

TEL：0994-31-1137

FAX：0994-41-2935